

消費者問題をよむ・しる・かんがえる

2026

9

NO.169

ウェブ版

国民生活

特集

成年後見制度が変わる

ー「終身制」から「必要なとき・必要な範囲」へー

特集 1 成年後見制度の何が変わるのか？

特集 2 成年後見制度改正は実務をどう変えるか
ー福祉現場への影響を考えるー



消費者問題アラカルト

エージェンティック・コマースとは
ーAIが変える買い物のかたちー

連載

消費者教育実践事例集

気になるこの用語

暮らしの法律 Q&A

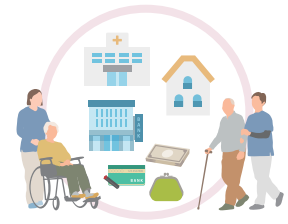
暮らしの判例

誌上法学講座 改めて学ぶ景品表示法

特集

成年後見制度が変わる

ー「終身制」から「必要なとき・必要な範囲」へー



特集1

成年後見制度の何が変わるのか? 1

上山 泰

特集2

成年後見制度改正は実務をどう変えるかー福祉現場への影響を考えるー 5

鵜浦 直子

消費者問題アラカルト

エージェンティック・コマースとはーAIが変える買い物のかたちー 9

小口 裕

消費者教育実践事例集

中高生がダークパターンをテーマに情報を正しく読み取る力を学ぶ 12

小川 晋平

気になるこの用語

インデックスファンドとアクティブファンド 14

石川 由美子・永沢 裕美子

暮らしの法律Q&A

母名義の家を弟が無断で売却したのですが、取り戻せますか? 16

小島 直樹

暮らしの判例

駅多機能トイレ内死亡にかかる損害賠償請求事件 17

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

誌上法学講座 改めて学ぶ景品表示法 (最終回)

景品表示法違反行為に対する措置 21

佐藤 吾郎

特集1 成年後見制度の何が変わるのか？



上山 泰 Kamiyama Yasushi 新潟大学法学部 教授

筑波大学法科大学院教授などを経て現職。法制審議会民法（成年後見等関係）部会委員、成年後見制度利用促進専門家会議委員等を歴任。著書に『専門職後見人と身上監護（第3版）』（民事法研究会、2015年）など



はじめに

2026年6月24日に公布された「民法等の一部を改正する法律」によって、およそ四半世紀ぶりに成年後見制度の大改正が行われます。本稿では、改正の背景となった現行制度の課題について触れたうえで、法定後見制度を中心に民法等の改正のポイントを解説します*1。

改正の背景と目的

(1) 現行制度の硬直性

今回の改正は、高齢化の進展や単身高齢者世帯の増加といった社会経済情勢の変化を受けて、成年後見制度をより利用しやすいものとすることをめざしたものです。

現行制度に対しては、「終わらない後見」と「代わらない後見人」という2つの硬直性に関する不満が寄せられていました。例えば、同居家族や福祉関係者等の支えで日常生活をつつがなく送っていた認知症のある人が、相続争いに巻き込まれて法定後見の利用を余儀なくされたとします。現行制度では、遺産分割が無事に終わっても、本人の判断能力が回復していない限り、制度の利用をやめることができません。しかし、利用者側からすれば、元の日常生活に戻ったあとは、もう成年後見人がいなくてよいと感じるかもしれません。近年では、新規選任の8割以上が後見報酬を伴う専門職後見人等である*2という事情

も、終わらない後見への不満に拍車をかけていました。成年後見人がいるメリットがあまり感じられないにもかかわらず、ご本人が亡くなるまで報酬負担が続くのは納得できないというわけです。

こうした事情は、代わらない後見人問題の背景でもあります。利用者のニーズの変化によって、支援者に求められる適性も変わります。先ほどの事案でいえば、銀行口座の管理のために成年後見人がなお必要だとしても、日常生活用の普通預金の管理に特段の専門性は不要でしょう。ご本人の利益のためには、むしろ丁寧な意思決定支援によって日常的なサポートをできる人のほうが支援者として望ましいといえます。しかし、現行法では、辞任か解任によらない限り、後見人の交代は実現しません。伴走型支援が期待できる市民後見人へのリレーも、専門職後見人の自発的な辞任によって担保されているにすぎないわけです。

(2) 現行制度の過剰介入性

障害者権利条約12条との整合性の確保も背景の1つでした。2022年に国連の障害者権利委員会から日本政府に対して、「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること」との勧告が出されました。これは、わが国の法定後見制度を改正して、

*1 紙幅の都合で割愛した論点を含めて、改正全体の概要については、上山泰「成年後見制度の改正に関する民事法制と社会福祉法の一体的改革」週刊社会保障3371号（2026年）36ページを参照

*2 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況ー令和7年1月～12月ー」（2026年3月）

特集1 成年後見制度の何が変わるのか？

意思決定支援のしくみへと転換することを求めたものと理解されています。国内でも、特に後見類型に対して、利用者の支援ニーズの多様性を顧みず、事理弁識能力を欠く常況という医学的評価に基づく属人的要素のみから、包括的な取消権と代理権を画一的に設定することについては、かねてから過剰介入ではないかとの疑問が示されていました。平たくいえば、成年後見人の包括的な権限は、利用者が自分でできることまでできないものとして扱うものであり、例えば、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念である「新しい認知症観」*3等の現代的な考え方にはそぐわないということです。

(3)改正の目的

こうした批判を受けて、今回の改正では、利用者目線に立って、制度を利用しやすくすることがめざされました。特に法定後見を「必要な時期に必要な範囲で使える柔軟なしくみ」に変えることが最大の課題でした。そこで新制度は、「必要性の原則」(利用者の保護に具体的に必要な範囲でのみ支援者の介入を認める考え方)を制度設計の基盤に据えて、オーダーメイド型の補助に制度を一元化することになりました。事案によっては、遺産分割や特定の不動産の処分といったピンポイントでの利用(スポット後見)も可能になるわけです。もう1つの特徴が利用者の自己決定のさらなる促進です。現行制度も本人の保護と自己決定の尊重の調和を基本理念としていますが、新制度は自己決定により重心を移すかたちで両者のバランスを取り直したといえます。

法定後見制度の主な改正点

(1)補助一元化

後見と保佐を廃止し、新しい補助類型に一元化されます。この新補助は基本的に現行補助の枠組みを引き継いでいます。つまり、補助の開始

と補助人への権限付与には原則的に本人の請求が同意が必要とされ、権限は事案ごとにオーダーメイドで設定されます。ただし、現行の後見と保佐の対象者を含め、事理弁識能力が不十分な者すべてが対象となるため、「本人がその意思を表示することができない場合」(新7条2項ただし書、新9条3項ただし書、新11条2項ただし書)には、例外的に、本人の請求や同意なしに補助人に権限を付与して、補助を開始できるようになります。

同意権の対象は、新9条2項が定める重要な財産行為のなかから、利用者の具体的な必要性に応じて事案ごとに設定されます。この規定は、現行保佐の要同意行為を定めた現13条1項を修正したものです。「元本を領収し、又は利用すること」(現13条1項1号)という文言を新9条2項2号として維持したうえで、その典型である「預金又は貯金の預入又は払戻しの請求をすること」を新9条2項1号として独立させるなど、表現上の修正はありますが、その実質的な範囲は現行法と変わりません。日用品の購入等の日常生活に関する行為に補助人の同意が不要なことも同様です。ただし、現行の後見と保佐の対象者も利用する関係で、必要があれば新9条2項各号のすべてを要同意行為にできる点が現行補助と異なります。

代理権付与のしくみは現行補助と同じです。利用者の保護に必要な「特定の法律行為」を対象として、事案ごとに設定されます。後見類型廃止の趣旨や必要性の原則との関係から、後述の特定補助を含めて、包括的な代理権は付与できないと解されます。後見類型の廃止に伴い、後見人は財産に関する法律行為について被後見人を代表すると定める859条1項が、未成年後見人は財産に関する法律行為について未成年被後見人を代表すると修正されたことが、条文上の根拠といえます。

*3 「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」(「認知症施策推進基本計画」2024年12月)という考え方を指す

特集1 成年後見制度の何が変わるのか？

(2) 必要性の原則

補助開始の審判は、補助人への権限付与の審判(一定の権限が当然に付与される特定補助人の選任を含む)とともに行う必要があります(新7条3項)。また、補助人への権限付与と特定補助人の選任には、家庭裁判所が「必要があると認めるとき」(新9条1項、新10条1項、新11条1項)という必要性要件が課されています。したがって、新制度では、仮に本人の判断能力が低下していても、補助人の権限による保護の必要性がない限り、補助を開始できないわけです。

必要性の原則は終了の場面でも貫徹されています。まず、家庭裁判所が「その必要がなくなったと認めるとき」は、権限の一部または全部を取り消せます(新12条2項、新12条5項)。特定補助人の選任も必要性の消失を理由に取り消すことが可能です(新12条4項)。そして、これらの取消しの結果、補助人の権限がすべて消滅した場合は、家庭裁判所は補助を終了させなければなりません(新12条6項)。これによって、利用者側が要望してきた「終われる後見」の実現が図られるわけです。なお、本人の事理弁識能力が回復した場合は、現行法と同じく、必ず補助を終了させなければなりません(新12条1項)。

(3) 特定補助

①本人が事理弁識能力を欠く常況にあり、かつ、②家庭裁判所が必要性を認めたときに限り、特別なパッケージ型の権限を持つ特定補助人を選任できます(新10条1項)。現行の後見類型とは異なり、①の要件のみでは足りないことが重要です。なお、②の要件が満たされない場合は、事理弁識能力を欠く常況にある者も通常の補助を利用することになります。

特定補助人には一定範囲の取消権が当然に付与されます。取消権の対象は、新9条2項が定め

る重要な財産行為のすべてであり(新10条2項)、必要があれば、さらに対象を拡張できます(新10条3項)。通常の補助人と異なり、特定補助人は同意権を持ちませんので、特定補助人の同意を得て、本人がした行為も、日常生活に関する行為を除いて、すべて取消権の対象となります。さらに、特定補助人は、本人に対する意思表示の受領と本人の財産に関する保存行為をすることができます(新10条5項)。また、上述の補助の一般的な規律に従って、必要に応じて「特定の法律行為」に関する代理権を付与することもできます。

なお、特定補助は通常の補助とは別の類型ではなく、補助の利用パターンの1つにすぎないとされています*4。

(4) 新しい解任事由

既存の①欠格事由となる解任事由に加えて、②欠格事由とならない解任事由が新設されました。①は表現こそ修正されましたが、内容は現846条を受け継いでおり、横領などに代表される補助人の非違行為(義務違反行為)を対象としています(新876条の5第1号、2号)。これに対して、②新設の「補助開始の審判を受けた者の利益のため特に必要があるとき」(新同3号)は、本人の利益に焦点があります。例えば、補助人が本人に面会しようとして、本人や支援チームと適切な関係を築けずに、チーム支援がうまくいかないような場合は、補助人の財産管理に不手際がなくとも、解任ができることになります。これによって、事案に即したより適任な補助人への交代が可能になるわけです*5。

(5) 自己決定の促進

現858条の本人意思尊重義務の規定が、本人意向尊重義務として、本人の意向を尊重するための基本的なプロセスを具体的に示すかたちに

*4 補助開始の審判の存在を前提に、支援者の権限に関して、①同意権の付与、②代理権の付与、③同意権と代理権の付与、④特定補助人の選任、⑤特定補助人の選任+取消可能行為の追加、⑥特定補助人の選任+代理権の付与、⑦特定補助人の選任+取消可能行為の追加+代理権の付与という7種類の利用パターンが認められることになる(①②③は現行補助と同一)

*5 本文①と異なり、必ずしも補助人としての客観的な適格性が否定されたわけではないので、欠格事由にはしなかった。つまり、本文②で解任された補助人が複数の案件を抱えていたとしても、他の事案には影響しない。このことは、専門職後見人の担い手不足が深刻化しているなかで、実務的に大きな意味を持つ

特集1 成年後見制度の何が変わるのか？

大きく修正されます。まず補助人は事務に関する情報を本人に伝えて、その話を聴くなどして、本人の意向を把握するようにしなければならず（新876条の11第1項）、そこで把握した本人の意向を尊重しなければならないものとされました（新同2項）。この一連のプロセスは、意思決定支援の最も基本的な手順の1つでもありますので、本条は補助人の意思決定支援義務の実質的な法制化と評価することができます。

このほか、上述の新しい解任事由の追加や、補助人の選任時の考慮要素の順序を入れ替えて「本人の意見」を冒頭に掲げたこと（新876条の2第4項）、補助の開始等の申立権者として「公正証書によって本人の指定した者」（新7条1項）を追加したこと^{*6}等が、利用者の自己決定のさらなる促進に資する改正といえます。

任意後見制度の主な改正点

（1）補助との併存の許容

任意後見制度についても柔軟な利用の担保をめざした任意後見契約法（以下、任契法）の改正がされました。まず、補助との同時併存が可能となります。登記済みの任意後見契約がある場合、「本人の利益のために特に必要がある」ときに限り、補助を開始できることは現行法と同じですが、補助の開始時に発効済みの任意後見契約を当然に終了させる旨の規定（任契法10条3項）は削除されました。これにより、任意後見では不十分な部分を補うかたちで、補助を併用できるようになります。例えば、利用者が繰り返し消費者被害にあっているときは、補助人を選任して、該当する契約の同意権を与えることが考えられます。補助の利用者に任意後見を開始する場合も同様で、法定後見を当然に終了させる旨の規定（任契法4条2項）を削除して、任意後見契約の発効後も補助を維持できることになりました。

（2）裁判所直接監督型の導入

家庭裁判所が「明らかに任意後見監督人によ

る監督の必要がない」と認めるときは、例外的に任意後見監督人の選任が不要となります（任契法新7条5項）。この場合、補助の監督に関する規定（民法新876条の20）が準用され、家庭裁判所が任意後見人を直接監督することになります（任契法新11条）。この改正に伴って、任意後見契約の発効時期も任意後見監督人の選任時（任契法2条1号）から、任意後見開始の審判時（任契法新2条1号）へと変更されました。

おわりに ～消費者保護に関する課題

今回の改正によって、法定後見制度による保護の守備範囲は対象行為と期間の両面で狭まることとなります。これを踏まえ、判断能力が不十分な者の安心安全な地域生活を守るためには、他の権利擁護支援策の充実が欠かせません。特に補助終了後の受け皿となる意思決定支援をベースとした日常金銭管理のしくみの確立は喫緊の課題です。民法改正と一体的に行われた社会福祉法改正によって日常生活自立支援事業が拡充されますが、その内容は入院・入所の手続支援と死後事務提供サービスの拡張にとどまり、当初期待されていた簡易な金銭管理のしくみの導入は実現していません。消費者保護の観点からすれば、高齢者等終身サポート事業の中心的な事務が組み込まれたことや民間事業者の本格参入が想定されていることで、むしろ課題が増えたともいえます。

本人の行為能力制限による取消型保護の縮減を補う救済手段の保障も重要です。この点については、消費者契約法上の取消権に関する受け皿規定の整備や、債権法改正時に見送られた、民法90条の公序良俗違反として無効とされる暴利行為規定の独立明文化等の立法論があらためて正面から議論されるべきでしょう。

〔付記〕 本稿は、JSPS科研費(22K01249、24K00208)に基づく研究成果の一部である。

^{*6} 任意後見契約開始の審判についても同様の手当てがされている（任契法新5条1項）

特集2 成年後見制度改正は実務をどう変えるか —福祉現場への影響を考える—



鵜浦 直子 Unoura Naoko 大阪公立大学生生活科学部 准教授

専門はソーシャルワークと権利擁護。社会福祉士。NPO法人にも所属し、法人後見に取り組む。大阪市や堺市、大阪府の市民後見人の養成や活動支援にも携わる

はじめに

2026年6月17日に、「民法等の一部を改正する法律」(令和8年法律第45号)が成立し、同月24日に公布されました。この法改正によって、成年後見制度は、これまでの後見・保佐・補助の三類型から補助に一本化されました。また、本人にとって必要なときに必要な範囲で使える仕組みとなるよう、必要がなくなれば終わることができる制度へと転換されることになりました。本稿では、今回の法改正が、福祉現場にどのような影響を与える可能性があるのかについて考えていきます。

具体的には、①成年後見制度に関する福祉関係者による相談支援、②補助人の役割と責任、③現行の成年後見制度の利用者、④消費者トラブルへの対応の4点から述べていきます。

成年後見制度に関する 福祉関係者による相談支援

今回の法改正で一番大きな影響や変化が生じるのは、成年後見制度の利用が必要か否かの相談や、利用が必要と判断された後の手続き等を含めた支援であるといえます。具体的には、次のような影響があると考えます。

1. 必要性に関する丁寧なアセスメント

1点目は、本当に成年後見制度の利用が必要かどうか、そして必要だと判断した場合には、具体的にどのような支援が求められているのかに関する丁寧なアセスメント(ニーズの見極め)が必要になるという点です。

これまでの成年後見制度、とりわけ法定後見制度においては、法律上、どのような支援が提供されるのかの枠組み(後見類型、保佐類型、補助類型)が規定されていました。そのため、利用にあたっては、医師の診断によって判定された本人の判断能力の状況を踏まえ、規定された支援の枠組みのいずれに本人が当てはまるかを考えることになっていたといえます。すなわち、本人を制度に合わせるようなものでした。それが、今回の法改正では、反対に制度が本人のニーズに合わせるかたちになりました。そのため、どのような支援を提供してもらう必要があるのかをオーダーメイドで考えていくことが求められ、丁寧なアセスメントが必要となります。

2. 本人参加による制度利用の検討

2点目は、本人参加による制度利用の検討が必要ということです。今回の法改正では、本人の同意が原則となりました。そのため、本人とともに本人のニーズをアセスメントすることと、補助人に対してどのような権限を付与するのかという点を確認していくことが求められます。これまで、申立ての手続きに関して、弁護士や司法書士などの法律職に委ねてきた福祉関係者も多くいると思われます。しかし、今後は、支援者として本人とともに制度利用の検討を積極的に行うことが求められます。

2016年の成年後見制度利用促進法の制定により、意思決定支援の考え方が明記され、本人参加や本人の同意は意識されるようになっていますが、今回の法改正で、この視点がより明確になったといえます。本人の状態によって意思を

特集2 成年後見制度改正は実務をどう変えるかー福祉現場への影響を考えるー

明示することが難しい場合にはその限りではないと規定されていますが、本人とともに成年後見制度の利用や、どのような支援が必要であるのかを一緒に考えていく場づくりが不可欠になります。

3. 成年後見制度に限らない権利擁護支援の検討

3点目は、成年後見制度以外の権利擁護支援策も含めて検討するということです。これは、地域で多様な権利擁護支援策が充実していることが前提になりますが、成年後見制度はあくまでもそれらの支援策の一部という位置づけに変化していくといえます。当初は、成年後見制度の利用が必要かどうかという相談内容であっても、別の手立てで解決できる可能性も生まれます。例えば、複雑な法律問題や金銭管理の問題はなく、簡単な金銭管理のみが必要という場合などは、成年後見制度以外の権利擁護支援策で対応していくことも今後の選択肢として十分にあり得るということです。

現在、国は、「福祉サービス利用援助事業」を「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に改め、身寄りのない高齢者等の支援にも拡大して、多様な地域のニーズに対応するように進めています。今後、どこまで地域における権利擁護支援が広がっていくかが鍵となりますが、お金の管理ができない＝成年後見制度といった単純な構図ではなくなることが考えられます。

4. 利用終了も見据えた相談

4点目は、成年後見制度の利用について、相談の初期段階から、将来的に制度の利用を終える可能性も見据えて検討することが求められるということです。実際にどのくらいの人々が制度の継続利用を必要としなくなり、制度の利用を終えることになるのかは、まだわかりません。しかし、今後は、成年後見制度の利用が終了する可能性も含めて、本人への支援のあり方を検討していくことが求められます。

これまでの、判断能力が不十分な人を支援するなかで、福祉現場ではどうにも対応が難しい法律上の問題や金銭管理の問題などについて、最後の最後で解決してくれるのが成年後見制度

であると認識されてきた側面があります。また、成年後見制度につなげることができれば、一つの区切りがつき、支援は終了するといった捉え方をすることも実際にはあったといえます。それが、今回の法改正では、成年後見制度は必ずしも本人を終身で支援するものではなく、制度利用のきっかけとなった課題が解決されれば、終了できる制度になりました。

このことを踏まえると、成年後見制度は、あくまでも本人の暮らしを支える一つ的手段として捉えることが大切です。そして、本人を長期にわたり包括的に支援する体制については、本人を取り巻くさまざまな支援者や関係機関等が連携し、地域で構築していくという視点がこれまで以上に重要となります。こうした視点をもちながら、相談・支援にあたる必要があります。

補助人の役割と責任

法改正後、後見人や保佐人、補助人は、補助人に一本化されます。そして、その補助人は、これまでの制度と同じく、付与された権限に従って、その役割を果たすことになります。ただし、今回の法改正における大きなポイントは、本人の意思尊重にあります。このため、補助人は代理・代行決定ではなく、意思決定支援を行うことが第一となります。

また、その意思決定支援においては、補助人だけでなく、本人と関わり合いのある親族や福祉関係者等の支援者で構成されるチームで行うことも求められます。ただし、そのチーム支援において、補助人に求められる役割は他の支援者等とは少し異なった関わりが必要と考えます。補助人にどのような権限が付与されているかにもよりますが、そこでは、本人の立場に立つアドボケート(advocate:代弁者、擁護者)の役割を果たすことが何よりも重要です。支援者等も本人の意思決定支援を行う役割を担いますが、一方で、本人とは利害関係にあることも多いです。補助人は、本人のアドボケートとして、本人が自分で意思決定できるようにするために、チームが本人の意思決定を誘導しようとしていたりする

場合には、その流れを止めるなどの役割を果たすことが求められます。

ただし、すべての補助人がそのような意識で本人と関わることができるかどうかは、今後の課題であるといえます。包括的な代理権がなくなり、必要な事項に対して必要な権限を付与するかたちとなると、関わり方を限定的にする補助人も出てくるかもしれません。したがって、支援者等は、成年後見制度が包括的に本人を支える制度といった発想や期待を持っているならば、その意識を変えていくことも必要になるかもしれません。

現行の成年後見制度の利用者

現行の成年後見制度の利用者に関しては、当該制度を使い続けることもできます。また、新しい制度に移行し、補助人を付けてほしいときは、申立てができ、家庭裁判所が認めれば移行することができます。なお、現行制度を利用し続けるとしても、後見人等の交代の場合は、新制度が適用されます。新しい制度における交代の要件は、①補助人が不正な行為をしたとき、②補助人の著しい任務違反により職務を継続させることが不相当なとき、③本人の利益のため特に必要があるとき、のいずれかに該当する場合です。現行の制度において、選任された後見人等が本人と面談を行わない、本人の意向を尊重しないなどの問題が指摘されることが多くあります。そうした状況にある場合、新制度では、本人の利益のために、新たな補助人へと交代することができ、可能性ががあります。

消費者トラブルへの対応

現行の成年後見制度において、後見人等が選任されると、消費者トラブルの発生は減少する傾向にあります。そして、被害が発生したとしても適切に対処できる可能性が高くなります。

この点に関しては、今回の法改正を受けても、消費者トラブルへの対応のニーズがある場合、

同様の効果はあると考えられます。そのなかで、もう一つ考えておかなければならないことは、成年後見制度による消費者トラブルへの対応の優先度は、時間の経過とともに低くなっていくこともあるということです。例えば、高齢者の場合などは、成年後見制度を利用することで心身や周辺状況が安定することにより、このニーズに対応する優先度が低くなる可能性があります。ただし、繰り返しトラブルが発生することも十分に考えられ、その場合、成年後見制度は継続して必要となります。この状況は、現行の成年後見制度でも、法改正後においても変わらない点です。

それよりも、消費者トラブルに関しては、成年後見制度を利用する前の段階において、いかに地域で予防することができるかが問われます。この点に関して、山崎(2012)は、消費者被害にあう高齢者の特徴の1つとして、孤立状態が多いことや身近に相談できる相手がいないといった点を挙げています。また被害にあうと、高齢者の場合、収入が年金しかないことが多いため、その被害を取り戻すことが若い世代に比べてはるかに難しく、貧困へと直結する可能性もあると述べています^{*1}。

成年後見制度は被害が発生してから、利用されることが多いといえます。今回の法改正では、本人への行為能力の制限を極力減らし、本人の意思決定を尊重するものとなっているため、消費者トラブルへの対応としては、成年後見制度の利用とは別に、地域のなかで、いかに発生を防ぐことができるか、高齢者をはじめとして、そうした被害にあいやすい立場にある人たちを地域でいかにして見守ることができるか、そうした体制づくりに力を入れることが必要です。

2014年6月の消費者安全法の改正により、各地方公共団体は、判断能力が低下した高齢者や障がい者等を見守るためのネットワークとして、消費者安全確保地域協議会(以下、地域協議会)を設置できるようになりました。2026年7月末時点で、592の自治体が設置しています。

*1 山崎省吾「高齢者に対する詐欺被害の実情と救済方法」『現代消費者法』No.15(2012年)27-35ページ

地域協議会は、その会を組織する地方公共団体のエリアにおける消費者安全の確保のための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、組織の構成員間で必要な情報を共有するとともに、消費者の安全の確保のための取り組みに関する協議を行います。2014年の改正前は、個人情報との兼ね合いから、見守り等を行うなかで、必要な情報であっても、第三者への情報提供が控えられていました。そこで、2014年の法改正では、必ずしも本人の同意がなくても地域協議会の構成員間で必要な情報を提供できる旨を規定しました。これによって、必要な情報が円滑に提供され、高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るとしました。

この地域協議会に加えて、現在では、さまざまな見守りネットワークや協議会が設置されています。地域協議会が設置されていなくても、別のネットワーク等でその機能を果たしている地域も存在しています。こうした地域協議会やネットワークの機能を十分に果たせること、そうした地域づくりに力を入れることが求められます。

今後の課題と展望

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の財産を守るといふ、本人を保護する目的から利用されてきました。消費者被害との関係でいえば、被害からの回復や、本人が被害にあわないように守るといった点から、制度の利用を考えることが多かったといえます。当然のことながら、新制度においても、保護の視点は重要ですが、これからは、本人の意思を尊重するという軸がより重視されます。また、本人が亡くなる時まで保護を受けるかたちは、行為能力を制限し続けるという点において、本人を不利な立場に置く側面がありましたが、今後は、必要とされるときに必要な範囲で使っていく仕組みとなります。

しかしながら、本人が亡くなる時まで保護を受けてきたということは、本人とともにその人生を伴走する役割を果たす制度でもあったといえます。この役割は、これまで家族が主に担ってきましたが、昨今の社会状況を鑑みると、伴走す

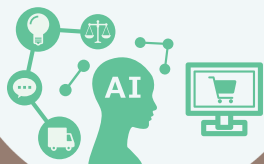
る人がいない場合も多くあると考えられます。家族以外の支援者がその役割を担うことが期待されているかもしれませんが、すべてにおいてそれに対応することは困難といえます。伴走する体制を社会としてどのように構築していくことができるかが問われます。

終わらせることができる成年後見制度ではありませんが、実際に、必要がなくなった後でも、本人が安心して暮らせる体制を作れるかどうかは、地域の状況にかかっています。その体制が構築されていなければ、終われるものも終われない、本人がやめたくてもやめられないことにもなりかねません。

成年後見制度が担っていたその大きな役割を、今後は地域全体で受けとめ、本人を支えていくことができるように、社会福祉法においても地域における権利擁護支援の強化を目的とした法改正が行われました。支援者等は、成年後見制度につなげた時点で支援を終えるのではなく、制度利用後も継続して本人を支えていく姿勢が求められます。そして、補助人と協働しながら、本人の意思決定支援を行うための関係づくりに取り組むことが重要です。

おわりに

成年後見制度の改正が福祉現場に与える影響について述べてきました。現行の制度は2000年に始まりました。26年が経過し、成年後見制度の利用についても広まってきたなかでの改正であるため、現場では戸惑いが生じることも想定されます。今回の法改正で重要なのは、本人の意思を尊重する支援をより確かなものにする点です。この理念を実現するためには、日々本人と向き合う支援者等の力だけでなく、それを支える行政の制度整備や社会の理解も不可欠です。福祉の現場と行政、社会がそれぞれの立場で責務を果たし、協働することが求められます。そして、成年後見制度が、判断能力が不十分であっても、本人の意思が尊重され、本人の望む生活を支える仕組みとして、より適切に活用されていくことが期待されます。



エージェンティック・コマースとは —AIが変える買い物のカタチ—

小口 裕 Oguchi Yutaka 株式会社ニッセイ基礎研究所 生活研究部 主任研究員
多摩美術大学非常勤講師。消費者行動・行動科学を専門に、AI時代の購買支援や消費者接点のあり方をはじめ、持続可能な消費生活の実現に向けた課題を研究

AIは買い物のどこまで担うのか

1. 動き出したエージェンティック・コマース

2025年は、消費の現場に生成AIが本格的に広がり始めた節目の年となりました。その後、生成AIが消費者との接点に入り込み、検索・比較・選択・購入といった意思決定プロセスに関与する動きは、さらに具体化しています。

こうした動きが広がれば、消費者行動はこれまで以上に大きな変化を迎えると考えられます。消費者が何を買うのか、どの情報を信頼するのか、そしてどこまでAIに判断を委ねるのか、今後、生成AIの浸透とともに、さらに揺れ動く可能性があります。

2. 「会話するAI」から「行動するAI」へ

AIシステムにおけるエージェントとは、利用者から示された目的に沿って必要な情報を集め、次に何をするかを判断し、外部のサービスや機能を使いながら作業を進める仕組みを指します。エージェンティック・コマースとは、こうしたAIエージェントが利用者との対話を通じて、商品の探索、条件整理、比較、推薦、価格確認、購入手続き、購入後の対応など、買い物に関わる複数の作業を支援する仕組みです。サービスによっては、カートへの追加、再注文などの一部を、利用者に代わって実行します。

なお、本稿では、商品探索や比較、推薦から、価格の確認や購入支援まで、買い物に関わる作業を支援・実行するAIを総称して、分かりやすく「ショッピングAI」と呼びます。

例えば、大手EC事業者のAmazonは、2025年9月、日本のすべての利用者向けに、商品比較や選定を支援するショッピングAI「Amazon Rufus」の提供を開始しました。さらに2026年

5月、アメリカではRufusと音声アシスタントのAlexa+を統合し、「Alexa for Shopping」として再編しました。このサービスは2026年7月時点でアメリカ向けに提供されており、Amazonは、生成AIを活用した買い物支援サービスとして説明しています。

また、同様の動きはAmazon以外にもみられます。OpenAIはChatGPTの商品探索・比較機能を拡充し、Googleもエージェンティック・コマースに対応する買い物機能や共通基盤を発表しています。国内では、LINEヤフーが2026年4月にAIエージェントの新ブランド「Agent i(エージェント アイ)」を始動し、商品選びをサポートする「お買い物」、旅行などのプランを作成する「おでかけ」、ユーザーに最適な車種を提案する「クルマ選び」などの機能を打ち出しました。また、6月にはYahoo!ショッピングに、メモや写真、会話内容から商品探索や比較を支援する「AIお買い物メモ」を追加しています。

このように、ショッピングAIは、個々のECサイトに設けられた相談機能から、複数の販売事業者の商品情報と消費者をつなぐサービスへと、対象を広げつつあるといえます。

3. ショッピングAIの接客を受けてみる

それでは、ショッピングAIを使った買い物は、どのように進むのでしょうか。現在公表されているショッピングAIの機能を基に、ヘッドセットを購入する場面を想定してみます。

まず、ショッピングAIに「ヘッドセットが欲しい」と相談すると、AIは商品を推奨する前に、「何に使うのか」「有線かワイヤレスか」「予算はいくらか」と問いかけてきます。そこで「主にウェブ会議で使う」と答えると、複数人での会議なのか、オフィスで使うのかといった条件を整理し、ヘッド

セットに加えて、スピーカーフォンも候補として示してくれます。さらに、レビュー情報を要約し、快適性、音質、接続の安定性などの比較基準を示しながら、候補商品を絞り込んでいきます。そして、商品を決める段階では、推薦理由やレビューで評価されている点、返品条件などを確認することもできます。こうした情報は、利用者が購入するかどうかを判断する材料となります(図表1)。

図表1 ショッピングAIの動きと消費者行動への影響

AIの動き	消費者行動への影響
ニーズの聞き取り	ニーズが具体化する
条件の整理	自分が重視する点を理解しやすくなる
比較	比較にかかる負担が軽くなる
候補の見直し	自らの条件に近い商品へ絞り込める
購入支援	購入までの負担が軽減される
購入後支援	購入後の手続きを進めやすくなる

(備考) Amazon、OpenAI等の公表資料を基にニッセイ基礎研究所作成。各サービスの機能を一般化して整理したものであり、すべてのショッピングAIが表中の機能を備えているとは限らない

ショッピングAIと従来のECとの違い

検索・比較・購入を一つの会話につなぐ

この事例のように、ショッピングAIは、消費者との対話を通じて、実店舗の店員に近い役割を果たすよう設計されています。従来のECでは、検索バーにキーワードを入力し、絞り込み条件を設定し、複数の商品ページやレビューを読み比べ、別のページで返品条件を確認するなど、利用者自身による操作が前提となっていました。

これに対し、Alexa for Shoppingのような一部のショッピングAIは、こうした一連の作業を一つの対話画面につなぎ、商品探索から購入までを支援する窓口として振る舞います。Alexa for Shoppingをみると、Amazonのさまざまな買い物機能と連携しています。例えば、特定の商品について目標価格を設定し、その価格まで下がった際に通知を受け取ったり、利用者があらかじめ設定した条件に基づいて自動購入したりすることができます。また、「子どもの誕生日会に必要なもの」など、目的や予定を伝えると、関連する商品をまとめて提案し、利用者の指示に応じてカートへ追加する機能もあります。

このように、ショッピングAIの役割は、商品の探索や比較から、価格の監視、カートへの追加、

購入までの各段階を連続して支援する方向へ広がりを見せており、AIエージェントとしての性格をより一層強めているといえます(図表2)。

図表2 Alexa for Shoppingの機能の広がり

段階	主な役割
商品を考える	用途や困り事を聞き、必要な商品の種類や条件を整理する
商品を探す・比べる	Amazon内の商品や対象となる外部店舗の商品から候補を探し、価格、機能、レビューを比較する
購入時期を判断する	価格履歴を示し、設定した条件に応じて価格やセール情報を継続的に確認する
購入を進める	カート追加、再注文、定期的な買い物、自動購入を支援し、一部は外部店舗での代理購入も行う
購入後の支援をする	配送状況や注文履歴を確認し、商品の使い方や問題に関する質問に回答する

(備考) Amazonのアメリカ向け公式発表を基にニッセイ基礎研究所作成(2026年6月末時点)。なお、商品、端末、利用者によって利用できる機能は異なる。また、日本で提供されているRufus等のサービスとは機能が異なる場合がある

日本におけるAIによる買い物利用の実態

AI利用者でも購買支援サービスの利用は約1割

アメリカで先行するエージェンティック・コマースに対し、日本国内では、AIを日常的に利用している人の中でも、商品・サービスの購入や申込みのサポートにAIを使う人は、現時点ではまだ少数にとどまります。

消費者庁「令和7年度消費者意識基本調査」によると、AIを「よく使う」または「時々使う」と回答した人のうち、「商品・サービスの購入・申込みのサポート」にAIを利用している人は12.0%でした。また、それらの人に「利用している機能」を尋ねると、「商品・サービスの検索、機能・価格の比較」が85.6%に上りました。「レビューやクチコミの要約や分析」は53.3%でした(図表3)。

図表3 購入・申込み時に利用しているAI機能

	0.0%	50.0%	100.0%
商品・サービスの検索、機能・価格の比較			85.6%
レビューやクチコミの要約や分析			53.3%
商品・サービスに関する問い合わせ			52.7%
広告やウェブサイトの信頼性判定			35.9%
契約プランの診断やシミュレーション			34.7%
契約文や注意書きの要点抽出			34.1%

(備考) 消費者庁「令和7年度消費者意識基本調査」を基に作成。2025年11月、全国の満15歳以上を対象に、郵送配布・郵送回収(ウェブ回答併用)で実施。有効回収数は5,473人。本表集計対象は、AIを「よく使う」または「時々使う」と回答した人のうち、AIを「商品・サービスの購入・申込みのサポート」に利用している人(N=167)。それぞれの機能を「いつも利用している」または「時々利用している」と回答した人の割合(複数回答)

この調査からは、国内の買い物におけるAI利用は、購入実行より、商品を探し、情報を整理し、比較する段階が中心であることがうかがえます。しかし、生成AIを日常的に使う人が今後さらに増えれば、AIに買い物の判断を相談したり、購入を実行する土台も広がると考えられます。

先行するアメリカのショッピングAIでは、電子機器、美容、住まい・園芸、キッチン・家電、スポーツ・アウトドアなど、比較する情報が多い商品分野が主な利用例として示されています。また、ギフト選びや、画像を用いた類似商品の探索などにも利用できるようになっています。今後、国内でも生成AIの利用者が増え、ECサイトや検索サービスへの組み込みが進めば、ショッピングAIの利用者数やAIを利用する範囲がさらに広がっていく可能性があります。

AIは消費者の選択をどう変えるのか

1. 買い物の負担を軽くする利便性

このように、エージェンティック・コマースの進展は、消費者に大きな利便性をもたらします。例えば、商品を探す、比較するといった負担は、AIによって軽減されていく可能性があります。また、商品情報と顧客情報を組み合わせるショッピングAIは、消費者の買い物を支えるパートナーとしても機能し得ます。消費者が十分に言葉にできていないニーズや優先順位を整理し、条件に合った提案を行うこともできるでしょう。

2. 便利になるほど見えにくくなるリスク

しかし同時に、ショッピングAIが消費者に近い位置で行動を支援するようになることは、消費者行動の観点から新たなリスクが生じる可能性があります。利便性や個別化が進む一方で、消費判断の自動化、商品選択の誘導、AIへの過度な依存、意図しない購入の増加など、慎重に向き合うべき論点も生じると考えられます。

例えば、AIがどの商品を候補に入れ、どの商品を除外し、どの比較基準を重視し、どの販売者へ誘導したのかは、消費者には見えにくくなって

います。さらに、AIが購入の実行まで担うようになれば、誤購入が生じた際の返品・キャンセルや、決済責任をめぐる問題も想定されます。

AIの透明性、説明責任、人の判断、プライバシー保護などに関する基本的な論点は、総務省・経済産業省の「AI事業者ガイドライン」でも重要な原則として示されています。誤購入時の責任分担や価格設定のあり方については、エージェンティック・コマースの普及に伴って、今後検討が必要となる実務上・制度上の論点であるともいえるでしょう（図表4）。

図表4 エージェンティック・コマースが消費者にもたらすリスクの例

領域	消費者にとってのリスク
選択環境	候補から外れた商品が見えにくい
	推薦の根拠が見えにくい
	情報の鮮度や正確性に問題が生じる
自己決定	自分で選んだ納得感が弱まる
取引・責任	誤購入時の責任関係が分かりにくい
価格・取引条件の公正性	価格や提示条件が個別化される
情報環境	少数意見が見えにくくなる

（備考）OECD "Competition and Consumer Policy in Digital Markets"、総務省・経済産業省「AI事業者ガイドライン（第1.2版）」、アメリカ連邦取引委員会のサーベイランス・プライシング関連資料及び関連研究を基にニッセイ基礎研究所作成。各項目は、エージェンティック・コマースにおいて常に生じる事象ではなく、先行研究や政策資料を基に想定されるリスクを整理したものである

3. AIに任せても「自分で選べる」環境を保つ

このように、ショッピングAIの普及により、消費者が具体的な商品を見る前の段階から、希望条件や比較基準の整理にAIが関わる場面が増えていくと考えられます。消費者は比較にかかる負担を減らせる一方で、AIがどの条件を重視し、どの商品を候補に含めたのかに影響を受けやすくなる可能性もあります。今後は、ショッピングAIによる探索・比較支援の利便性を活かしつつ、推薦の根拠や中立性、情報の正確性、消費者の自己決定、誤購入時の責任分担、価格や取引条件の公正性をどのように確保するかが、より一層課題となるように思われます。

エージェンティック・コマースが消費社会に定着するかどうかは、利便性を高めながら、消費者の自己決定と取引上の安心をどこまで守れるかにかかっているともいえるでしょう。

第148回

消費者教育
実践事例集中高生がダークパターンをテーマに
情報を正しく読み取る力を学ぶ

小川 晋平 Ogawa Shimpei 一般社団法人ダークパターン対策協会 代表理事
プライバシー保護、データ保護の専門家として企業への助言を行うなかでダークパターン問題の深刻さに気づき、ダークパターン対策協会を設立。安心してインターネット取引ができるよう消費者と企業のよりよい関係構築に奔走している

ダークパターン対策協会の取組について

スマホで買い物をする機会が増えていますが、多くの子どもたちはペアレンタルコントロールが外れる18歳で突然社会の荒波に放り出されます。この時、ダークパターンの手口を知っていることで、潜在的な被害を抑制できる可能性が大きく高まります。

我々、一般社団法人ダークパターン対策協会は、ダークパターンの被害を未然に防ぐべく、啓発活動やダークパターンを使わない誠実な企業の審査・認定(NDD認定制度)を行うなど、安心してインターネット取引ができるよう、消費者と企業の信頼関係構築の支援をしています。2026年に当協会が実施したアンケート調査結果では、ダークパターンによる被害は年間約2.4～3.2兆円にのぼる可能性があることが判明し、2024年調査の推定額から2倍ほどに拡大しました。小中高生・大学生合わせて約286万人規模の被害が発生しており、特に若年層はダークパターンの不適切さを見抜く割合が低く、ガチャや同意確認画面など「課金や同意の条件が分かりにくい設計」に対する違和感も弱いという結果となりました。もはや安心して取引を行える状況とは言い難いことを危惧しています。この被害を低減するため、企業に対してはダークパターンを実装しないためのガイドライン策定や認定制度の普及に取り組んでおり、消費者に向けてはダークパターン対策の啓発活動に取り組んでいます。

ダークパターン対策の学校教育用教材を制作

学校において、子どもに対するダークパター

ン対策教育を行い、継続していくことは、社会全体のダークパターンへの認知を高め、被害を削減することに大きな好影響をもたらすと考えられます。そこで子どもたちに分かりやすくダークパターン対策を知ってもらえるよう、3分前後の短い動画を制作しました。

動画の制作にあたり、小中高生に実際に起きているダークパターン被害のヒアリングを行うべく、文部科学省の協力を得て、全国で消費者教育に力を入れている家庭科の先生をご紹介いただきました。また当協会メンバーの子どもが通っていた学校にも協力を得て、先生と保護者から実被害のヒアリングを行いました。

その結果、小学生向け3本、中学生向け2本、高校生向け3本のダークパターン被害のシナリオを作成し、それに対する文部科学省、消費者庁のレビューを得て、小中高生それぞれの理解度に応じた動画が制作できました(図表)。

図表 啓発動画(上段:中学生向け/下段:高校生向け)



教材を用いた特別授業の実施

動画完成後、ヒアリングにご協力いただいた先生方に授業で動画を活用いただけないか相談したところ、2校の先生が快く引き受けてくださり、モデル授業が行われました。

高校での特別授業

最初の授業は埼玉県立三郷北高校の石田実里先生が行いました。先生は当初予定していた消費者教育の時間にダークパターン対策教育を盛り込んでくださり、2025年12月に特別授業が実現しました(写真1)。

まず、石田先生がダークパターンの解説を行いました。その後、クラスを3つのグループに分けて、各グループが自身の担当する動画を見て他のグループに内容の説明を行うというジグソー法を用いて授業が進められました。動画を見るだけではなく、それを他の生徒に説明することで、より理解の定着を図る手法です。生徒からは「ネット上でよく見かけてだまされそうになるのでこれを機に気を付けます」という声も聞かれ、授業における注意喚起の重要性を感じました。石田先生は従前より埼玉県で消費者教育に力を入れておられる先駆者であり、今回初めて特別授業を考案・実施して下さったことに改めて感謝申し上げます。

中学校での特別授業

大阪府豊中市立第十一中学校の松崎弘太先生にもご協力いただきました。松崎先生も従前から消費者教育を行っておられる先生です。石田先生の授業のテレビ取材動画を参考に、同じくジグソー法を用いた特別授業を中学生に行ってくださいました(写真2)。

松崎先生は、生徒への宿題の中で祖父母を含む家の人にダークパターン啓発動画を見てもらい、その感想を提出させることで、子どもだけでなく、家族全員にダークパターン問題を意識し

てもらおう試みを行って下さいました。また、校長の川村健市先生も本活動の必要性に対してご理解と関心を示して下さり、保護者にも知ってもらうため、PTA会合での講演の機会をいただくとともに、地域の他の中学校にも広めるべく豊中市の校長会・教育委員会などで情報共有を進めて下さっています。

今後の展開

このように、消費者教育に力を入れておられる先生方の協力のもと、特別授業が実施できました。この授業を通じて生徒にダークパターンの問題を知ってもらうことが、自分や家族の被害を未然に防ぐことに有効であるという手応えを強く感じています。こうした授業が全国に広がることを切に願っております。

一方、ダークパターン対策教育は現時点で学習指導要領に載っていないため、全国一律に家庭科の授業でダークパターン対策教育が行われるという状況ではありません。しかし、ダークパターン対策教育に率先して取り組んでくださる先生方がいらっしゃいます。このような心強い仲間を増やすべく、これからも学校や自治体・教育委員会にダークパターン対策教育の普及に向けた働きかけを行うとともに、文部科学省にもその成果を報告し、近い将来、教科書にダークパターン対策が掲載され、全国で教育が行われる未来をめざして活動をしてまいります。

これら啓発動画は、子どものみならず大人が見ても十分に意味のある内容です。動画教材を貸し出していますので、ぜひご利用ください。

写真1 埼玉県立三郷北高校で行われた特別授業



写真2 豊中市立第十一中学校での特別授業





気になるこの用語

第95回

石川 由美子 Ishikawa Yumiko 永沢 裕美子 Nagasawa Yumiko

フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会)

2004年に金融分野の消費者問題へ利用者の立場から意見を出す目的で設立された市民グループ。

石川は1997年に投資信託情報サイトを立ち上げ、四半世紀にわたり情報を提供。

永沢は金融審議会委員等を歴任。現在、(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事。お茶の水女子大学大学院非常勤講師

インデックスファンドとアクティブファンド

指数とは何か

投資信託には、どのような考え方で銘柄を選び、どのような運用成果をめざすかによって、さまざまな運用方法があります。代表的なものが、**指数**(インデックス)への連動をめざす「インデックスファンド」と、指数を上回る成果をめざす「アクティブファンド」です。

指数(インデックス)とは、あらかじめ定められたルールに基づいて、株式や債券などの市場の動きを一つの数値で表したものです。日本の日経平均株価やTOPIX(東証株価指数)、アメリカのS&P500などが代表例です。

もっとも、指数は対象となる市場の値動きを一定のルールに基づいて表すものであり、市場そのものではありません。どの銘柄を採用し、どのような比率で組み入れるかという設計によって値動きは変わります。TOPIXやS&P500は、原則として企業の時価総額が大きいほど指数に占める構成比率も高くなる時価総額加重型の指数です。これに対し、日経平均株価は株価の高い銘柄の影響を受けやすい株価平均型です。

したがって、同じ「日本株式」や「米国株式」に投資するインデックスファンドでも、連動をめざす指数が違えば、組入銘柄や値動きも異なります。指数の名称だけでなく、その指数がどの範囲の市場を、どのようなルールで表しているかを見る必要があります。

ベンチマークとは何か

指数などを、投資信託の運用の目標や、運用成果を評価するための比較基準として用いる場合、これを**ベンチマーク**といいます。ベンチマー

今回は、**指数とベンチマークの役割を確認しながら、インデックスファンドとアクティブファンドの運用方法の違いと、さまざまな運用スタイルについて整理します。**

クは、ファンドが何を目標に運用され、その成果を何と比較するかを示す「物差し」です。

インデックスファンドは、特定の指数への連動が運用目標となります。これに対し、多くのアクティブファンドは、ベンチマークを上回る成果をめざしたり、ベンチマークとは異なる銘柄構成をとったりします。アクティブファンドの中には、ベンチマークを設けず、参考指数だけを示すものや、値下がりの抑制、安定した収益の確保などを目標とするものもあります。目論見書などで運用目的を確かめることが重要です。

ベンチマークとの比較では、実際に利益が出たかどうかという「絶対的な成果」と、比較基準を上回ったかどうかという「相対的な成果」を分けて考えます。例えば、ベンチマークが10%下落し、ファンドが7%下落した場合、損失は生じていますが、運用成果は3ポイント上回ります。反対に、ファンドが8%上昇しても、ベンチマークが10%上昇すれば、相対的には下回ります。

二つの運用方法と多様な運用スタイル

2026年は、一般投資家向けのインデックスファンドが誕生してから50年の節目の年です。1976年、アメリカの運用会社バンガードの創業者ジョン・ボーグルが、S&P500への連動をめざす投資信託(現在のバンガード500インデックス・ファンド)を設定しました。それまで主に機関投資家向けに利用されていたインデックス運用を、一般の投資家にも利用できるようにした最初の投資信託とされています。

当時は、有望な銘柄を選ばず、指数並みの成果をめざすという発想は受け入れられにくく、募

集額も目標を大きく下回りました。しかし、市場平均を上回る運用成果を継続して得ることは容易ではなく、独自の調査や売買にかかる費用など運用費用も投資家が得る収益に影響することから、低コストで幅広い銘柄に分散投資できるインデックスファンドの特徴が評価されるようになりました。その後、投資対象は債券や海外市場にも広がり、ETF（上場投資信託）というかたちでも普及しています。50年に及ぶ歩みは、指数への連動をめざす運用が、投資信託の代表的な運用手法として定着したことを示しています。

インデックスファンドは、対象となる指数の構成銘柄を組み入れるなどして、基準価額の値動きが指数の値動きに連動することをめざします。このように指数への連動をめざす運用は、「パッシブ運用」とも呼ばれます。調査や売買が比較的少ないため、信託報酬は低い傾向がありますが、費用の発生、銘柄入替えの時期、現金の保有などにより、基準価額の騰落率が指数と完全には一致しないことがあります。ファンドと指数の一定期間の収益率の差を「**トラッキング・ディファレンス**」といい、ファンドの収益率が指数の収益率からどの程度ばらついているかを示す指標を「**トラッキング・エラー**」といいます。

アクティブファンドでは、運用担当者が企業や市場を調査・分析し、投資する銘柄や組入比率を決めます。独自の調査や運用判断などが必要となるため、信託報酬はインデックスファンドより高いのが一般的です。このほか、企業の財務情報だけでなく、環境・社会・ガバナンス（ESG）への取組を銘柄選びに生かす運用もあります。ESGの観点は、インデックス運用とアクティブ運用のいずれにも取り入れられています。投資信託を見るときは、運用方法だけでなく、どのような観点や考え方で投資先を選んでいるかにも目を向けることが大切です。

アクティブ運用で指数と異なる銘柄構成をとるのは、指数を上回るためだけではありません。成長性や割安度などに基づいて投資先を絞るほか、指数に占める比率の高い業種や大型銘柄への集中を抑えたり、市場下落時の値下がりを抑えたりすることをめざす場合もあります。成果

を判断する際には、ベンチマークとの差だけでなく、めざすリスク・リターン特性が実現しているか、費用に見合う成果が得られているかを確認することが重要です。

アクティブ運用といっても、その方法は様々ではありません。成長性の高い企業を選ぶグロース運用、企業価値に比べて割安な銘柄を選ぶバリュー運用、経済や市場全体の見通しから投資先を考えるトップダウン運用、個別企業の調査を積み重ねるボトムアップ運用などがあります。実際には、複数の方法を組み合わせて運用するファンドも少なくありません。

運用手法の多様化と成果の見方

近年は、数値データと一定のモデルに基づいて銘柄を選ぶクオンツ運用や、AIを企業や市場の分析に活用する運用も見られます。AIを使うか、人の調査や判断を重視するかは、インデックス運用とアクティブ運用を分ける基準とは異なります。AIを活用していても、独自のモデルによって指数を上回る成果をめざすのであれば、アクティブ運用の一つと考えられます。重要なのは、AIという名称ではなく、何を目標とし、どのようなルールで投資判断を行っているかです。

運用成果を見る場合も、ファンドの種類によって着眼点が異なります。インデックスファンドでは、連動対象とする指数が投資目的に合っているか、指数との連動状況や費用がどの程度かを確認します。アクティブファンドでは、運用方針や運用スタイルを確認したうえで、ベンチマークや参考指数との比較、費用控除後の収益、リスクの大きさを、できるだけ長い期間で見る必要があります。短期間の成績だけでは、運用者の判断による成果なのか、一時的な市場環境によるものなのかを見分けにくいからです。

投資信託を選ぶ際には、「インデックス」「アクティブ」という名称だけで判断するのではなく、どの市場を対象とし、何を目標や基準として運用しているのか、費用やリスクはどの程度かを確認することが大切です。それらを理解することが、自分に合った投資信託を選ぶ第一歩となります。

暮らしの
法律

母名義の家を 弟が無断で売却したのですが、 取り戻せますか？

相談者の気持ち

母が所有している家に弟夫婦を住まわせていたのですが、私(姉)が知らないうちに弟が勝手に売却してしまいました。弟は母には売却した後で話したようです。取り戻すことはできますか？

小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省（現経済産業省）などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題などに広く取り組む



このような場合、母は家を取り戻せるでしょうか。

まず、弟に母から売却の代理権が与えられていなかったのであれば、弟による売却は「無権代理」となります。母が売却を追認しない限り、原則としてその売買の効果は母には及びません(民法113条)。

ただし、買主が「弟には売却する権限があると信じていた」と主張する場合があります。売買契約時に母が弟に代理権を与えたような表示をしていた場合や、弟に何らかの権限があるように見える事情があり、買主が代理権を信じることにについて正当な理由があった場合には、「表見代理」が成立する可能性があります(民法109条、110条)。したがって、弟が家に住んでいたというだけでなく、母が弟にどのような権限を与えていたのか、買主がどのような事情を知っていたのかが重要です。

既に買主への所有権移転登記がされていても、登記がされたことだけで当然に買主の所有権が確定するわけではありません。弟に代理権がないことを買主が知っていた場合に買主の権利が否定されるのはもちろんですが、知らなかった場合にも表見代理の成否などを検討する必要があります。さらに、最初の買主から更に別の者に転売され登記も移されていたような場合には、その者が単に事情を知っていた(悪意)だけでなく、母の権利を害することを知りながら

弟の行為に乗じて取得した(「背信的悪意者」といいます)のではないかについても検討する必要があります。

また、買主が第三者へ転売するおそれがある場合には、権利関係が複雑になるのを防ぐため、「処分禁止の仮処分」(民事保全法23条等)を申し立てることも検討します。そのうえで、所有権移転登記の抹消などを求める訴訟(以下、本案訴訟)を行うことになります。

なお、母に判断能力の低下がある場合には、売却時点で売却の意味を理解して判断する能力(意思能力)があったかどうかも問題となります。判断能力が現在も低下している場合には、成年後見制度(後見・保佐・補助)などの利用も含めて、早急に対応を検討する必要があります。

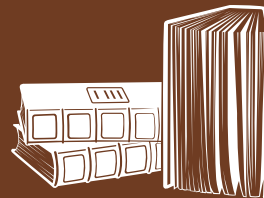
このような取引を無断で進めた弟については、家を取り戻せるかどうかとは別に、売買代金の取得や損害の発生などについて、民事上の責任を追及できる可能性があります。

この問題は、登記の状況、弟が母からどのような権限を与えられていたか、買主がどのような事情を知っていたか、母の判断能力がどの程度であったかなどによって結論が大きく変わります。特に、既に買主への登記がされていたり、買主が更に転売しようとしている場合には、早急に弁護士に相談して、登記の確認、処分禁止の仮処分、本案訴訟などの対応を検討することをお勧めします。



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

駅多機能トイレ内死亡にかかる損害賠償請求事件

駅の多機能トイレ内で倒れているところを駅員に発見され救急搬送されたが、くも膜下出血により死亡が確認された事故につき、その妻と子らが同トイレの異常時対応機能の在室検知センサ及び非常押しボタンが正常に作動しなかったから、同トイレの異常時対応機能を正常に作動するように保全する義務に違反した過失があったとして、同トイレを所有・管理する旅客鉄道運営会社に対し損害賠償を請求したが、判決は、同会社の過失は認めたものの、過失と死亡との因果関係がないとして請求を棄却した事例（和歌山地方裁判所令和7年2月7日判決、LLI/DB）

原告：X1（死亡したEの妻）
X2～X4（いずれもEとX1の子（相続人））
X1ないしX4をまとめて呼ぶときはXら（原告ら）という
被告：Y（旅客鉄道事業の運営等を行う株式会社であり、本件事故のあった本件多機能トイレを所有・管理している）

事案の概要

1. 亡E死亡の経緯

亡Eは、午後4時10分頃、Yの運営する駅（以下、本件駅）の多機能トイレ（以下、本件多機能トイレ）に入室した。本件駅の警備員は、午後11時頃、本件多機能トイレを使用しようと立ち寄った際、LEDランプの点滅に気付き、本件駅の事務室に連絡した。本件多機能トイレに駆け付けた本件駅の係員は、本件多機能トイレのドアを解錠して入室したところ、亡Eが倒れているのを発見し、午後11時7分頃、119番通報及び110番通報がされた。救急隊員4名が午後11時11分に、所轄署の警察官4名が午後11時13分に、それぞれ本件駅に到着し、救急隊員は、午後11時29分、本件駅を出発し、午後11時32分頃、亡EをF病院に搬送した。亡Eは、心肺停止状態であり、午後11時34分、死亡が確認された。死体検案書上の亡Eの死亡推定時刻は午後5時頃、直接死因はくも膜下出血、発症から死亡までの期間は短時間とされた。

2. 本件多機能トイレの構造、亡E死亡当時の状況等

ア. Yは、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律等に基づき、全駅に多機能トイレを整備する方針を決定し、令和2（2020）年3月に上記方針を完了した。本件多機能トイレは平成24（2012）年6月に設置完了及び供用開始となった。本件多機能トイレは、本件駅地下1階の北側改札の外（改札から約15m）に設置されており、本件駅の営業時間中は地下鉄を利用しない者も利用することができていた。本件多機能トイレは、病人や高齢者に多く利用されていた。

イ. 本件多機能トイレの出入り口は自動ドアであり、底面から高さ100cmの位置に、大型の開閉ボタンが設置されていた。開閉ボタン部分は、一番上に「開」のボタン、一番下に「閉」のボタンがあり、その間には、「使用中」という記載とともに同記載の下にLEDランプがあり、トイレ内から施錠された場合にはLEDランプが青白色に点灯する仕様となっていた。



ウ。本件多機能トイレにおける異常時対応機能として、仕様上では、①本件多機能トイレ内からの施錠が30分以上継続した場合における本件駅地下1階の北側改札の中にある駅事務室に通知される仕組み(在室検知センサ)、②本件多機能トイレ内の2か所に設置された非常押しボタンが押された場合における駅事務室内での警報鳴動があったが、実際には、①のうちの在室検知センサについては、駅事務室に通知するために必要なケーブルが敷設されていなかったため、施錠が30分以上継続した場合であっても駅事務室内に通知できず、②の非常押しボタンについては、電源が入っていなかったため、非常押しボタンを操作した場合であっても駅事務室での警報が鳴らない状態であった。

3. 請求

亡Eの妻であるX1及び子であるその余のXらが、発見が遅れ亡Eが死亡したのは、本件多機能トイレに設置された装置等に係る保全上のYの過失によるなどと主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償金(弁護士費用を合わせて1億742万余円)等の支払いを求めて提訴した。

4. 争点

本件の争点は、在室検知センサ及び非常押しボタンが仕様上どおり正常に作動するよう保全すべき義務があったので、Yはこの義務を怠った過失があったか(争点1)、因果関係の有無(争点2)、損害額(争点3)等である。

理由

1. 争点1(過失の有無)について

本件多機能トイレは、Yが高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律等に基づき設置し、亡E死亡時点においても所有・管理していたことや、病人や高齢者に対する本件多機能トイレの需要が少なくなかったことといった事情からするならば、本件多機能トイレに仕様上予定されていた異常時対応機能(前記事案の概要欄2ウ)が正常に作

動するように保全すべき義務を負っていたといふべきであって、それにもかかわらず、実際には、亡E死亡時点において、上記異常時対応機能のうち在室検知センサ及び非常押しボタンが仕様上どおり正常に作動しない状態であったから、Yには上記義務^怠怠としての過失があるといえる。この点、Yは、これらが正常に作動していたとしても、亡Eの死亡を回避し得たとはいえないから、Yに過失はないと主張する。しかし、過失を基礎付ける結果回避義務とは、結果そのものを回避する義務ではなく、結果回避に向けた適切な行為を行うべき義務をいうものであり、Yが本件多機能トイレに仕様上予定されていた異常時対応機能が正常に作動するように保全すべき義務を怠り、結果回避に向けた適切な行為を怠ったことは上記のとおりである。Yの主張は採用できない。

2. 争点2(因果関係の有無)について

Xらは、①在室検知センサ及び非常押しボタンが仕様上どおり正常に作動すれば、亡Eがくも膜下出血の発症から1時間以内に病院に搬送されて治療を受けることができたはずであること、②亡Eがくも膜下出血の発症から1時間以内に病院に搬送されて治療を受ければ、最も重要な再出血の回避をなし得て、救命されたことを前提に、Yの過失と亡Eの死亡との間に相当因果関係があると主張する。

まず、①について検討する。亡Eが午後4時10分頃に本件多機能トイレに入室した際、亡Eには体調不良の様子は見られなかったこと、本件駅の係員が同日午後11時過ぎに本件多機能トイレのドアを解錠して入室し、倒れている亡Eを発見した際、本件多機能トイレの便器内には便が残っていたこと、死体検案書上の亡Eの死亡推定時刻は午後5時頃、直接死因はくも膜下出血、発症から死亡までの期間が短時間とされている。以上の事実からすると、亡Eは、本件多機能トイレに入室し、排便中又は排便を済ませてから流す前に倒れたと考えられるが、亡E



が本件多機能トイレに入室してから排便をするまでの亡Eの行動や時間は明らかでない。また、くも膜下出血は、その発症直前に予兆となり得る体調不良が現れるとは限らないから、本件多機能トイレ入室から亡Eのくも膜下出血の発症までの時間がどの程度であったかは、上記事実からは明確にならないといわざるを得ない。さらに亡Eが、くも膜下出血を発症してから倒れるまでの間、本件多機能トイレ内の非常押しボタンを速やかに押すことができる身体状態にあったのかも定かではない。亡Eが本件多機能トイレ内で発見された午後11時過ぎから病院搬送された午後11時32分頃までには30分程度要していることも併せ考慮するならば、在室検知センサ及び非常押しボタンが仕様上どおり正常に作動する状態であれば、亡Eがくも膜下出血の発症から1時間以内に病院に搬送されて治療を受けることができたということにはならない。

次に、②について検討する。亡Eは、午後5時頃、くも膜下出血を発症し、発症から短時間で死亡したとされている。くも膜下出血が初回出血で死に至ることが相応にあり得ることからしても、搬送時間による再出血発症の有意差があることは、亡Eの場合には当てはめることは困難である。

3. 結論

以上のとおり、本件争点のXらの主張の前提となる上記①及び②のいずれも採用できないから、Yの過失と亡Eの死亡との相当因果関係がある旨のXらの主張は採用できない。よって、Xらの請求を棄却する。

解説

1. 駅の多機能トイレ内で倒れ、くも膜下出血により死亡した事故につき、その妻と子らが同トイレの異常時対応機能の在室検知センサ及び非常押しボタンが正常に作動しなかったので発見が遅れたとして、同トイレの異常時対応機能を

正常に作動するように保全する義務に違反した過失があったとして、同トイレを所有・管理する旅客鉄道運営会社に対し損害賠償を請求した事案につき、本判決は、同会社の過失は認めたものの、過失と死亡との因果関係がないとして請求を棄却した事例である。すなわち、本判決は、同トイレの異常時対応機能を正常に作動させる義務に違反したとして、旅客鉄道運営会社の過失は認めたものの、同過失とくも膜下出血による死亡との間の因果関係を否定し、Xらの請求を棄却したものである。そもそも、不法行為による損害賠償請求権が成立するためには、①被告の加害行為、②損害の発生、③加害行為と損害の発生との間の因果関係を原告である被害者が、主張・立証しなければならないとされている。本件では、①被告の加害行為と②の損害の発生は認められるが、因果関係が認められないとして、請求を認めなかったものである。因果関係は、判例上は、相当因果関係のことだとされ、「その行為から通常その結果が生じると認められる」社会通念上の法的因果関係がある状態をいうとされる。相当因果関係説は近時議論があるが、本件は事実的因果関係（「あれなければこれなし」）がないとされたものである。参考判例として不法行為による損害賠償請求事件のうち死亡事故で事実的因果関係の有無が争われた判例を紹介する。

2. 参考判例のうち、本件と似た事案として参考となるのは、**参考判例②**と**参考判例④**であろう。いずれも請求を認容している。

参考判例②は、保育園を退職して1か月後うつ状態で自殺した保母の死亡と園の過酷な勤務条件との間に相当因果関係を認めた（認容額合計1148万余円）。一審判決（神戸地裁平成9年5月26日・労働判例744号22頁）は、同保母がうつ病状態にあったことを認めず、同保母の業務と自殺との間に因果関係がないとして、その請求を棄却していた。

参考判例④は、産婦Aが出産後の大量出血で



死亡した事案につき、その原因を子宮頸管又は子宮内壁に存在した未確認裂傷と推認して担当医に輸血手配遅延の過失があったとする(認容額合計2800万円)。病院等を経営する被告等は、Aの死因は、羊水塞栓症^{そくせん}に続発した急性劇症DIC(血液が固まりやすくなり、全身の細い血管の中で血液の塊(血栓)が多発してしまい、その症状として出血傾向がある病気)ショックによる呼吸不全、心不全であり、このような場合には患者の救命は極めて困難であるから担当医師に注意義務違反はないと争っていた。この判決の最初の争点は、Aの大量出血をもたらした原因であったが、裁判所は事実認定の結果として、被告らの主張するDIC説を退け、子宮頸管又は子宮壁に未確認の裂傷があり、これが出血源となっていた可能性が高いとして、そのように推認して、Xらの請求を認容したものである。

本件でも、トイレの異常時対応機能が正常に作動していれば、亡Eの救命がなされた可能性は高かったとしてXらの請求を認容することもあり得たのではないかと、少なくともYの過失を認める以上名目的な損害賠償(慰謝料として100万円など)を認めてもよかったのではないかと、と思われる。

参考判例④は医療過誤事件の判例であるが、医療過誤事件においては、過失が認められる場合、因果関係についてはある程度の蓋然性^{がいぜん}があれば、賠償を認める判例もあり、また、過失が明らかな場合、死亡との因果関係がある程度認められる場合、慰謝料800万円等を認めた最近の判例もある(**参考判例⑤**)。

3. なお、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称:交通バリアフリー法)は、2000年に制定された法律で、道路などのバリアフリー化を推進した。その後、2006年に建築物などを対象とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(通称:ハートビル法)と統合され、現在は「高齢者、障害

者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称:バリアフリー新法)に引き継がれている。

すなわち、交通バリアフリー法により、駅やバス、道路などの移動経路をバリアフリーにする基準が定められていたが、2006年に建築物のバリアフリー化を推進するハートビル法と統合され、バリアフリー新法は、駅などの交通施設、車両、道路、駐車場、公園、建築物全体を対象としている。

新法では、新しく作る一定規模の施設や車両に、段差をなくすことや、スロープ、障害者用トイレの設置を義務付けている。また、市町村が中心となり、地域の駅や周辺道路を一体的にバリアフリー化する計画を作ることでもでき、施設や交通機関の利用だけでなく、教育や啓発活動も推進することとしている。

参考判例

- ①札幌地方裁判所平成23年3月24日判決・LLI/DB L06650147(ガス湯沸器の不完全燃焼による一酸化中毒で2名死亡した事案につき、湯沸器の不正改造が行われている可能性があることを一般利用者に広く告知する義務を怠ったなどとして製造会社の責任を認めた)
- ②大阪高等裁判所平成10年8月27日判決・労働判例744号17頁(保育園を退職して1か月後うつ状態で自殺した保母の死亡と園の過酷な勤務条件との間に相当因果関係を認めた)
- ③最高裁判所第三小法廷平成9年1月28日判決・判例時報1598号78頁(不法残留外国人の逸失利益の算定について)
- ④東京地方裁判所平成2年7月30日判決・LEX/DB27807282(産婦が出産後の大量出血で死亡した事案につき、その原因を子宮頸管又は子宮内壁に存在した未確認裂傷と推認して担当医に輸血手配遅延の過失を認めた)
- ⑤東京地方裁判所令和6年9月13日判決・判例タイムズ1531号170頁(肝細胞癌^{がん}の疑いのあった患者に対してEOB造影MRI検査を実施していれば、患者死亡時点においてなお生存していた相当程度の可能性があったとし、慰謝料800万円を認めた)



最終回

景品表示法違反行為に対する措置

佐藤 吾郎 Sato Goro 明治学院大学法学部 教授

専門は経済法、消費者法。消費者庁「アフィリエイト広告等に関する検討会」、環境省「環境表示のあり方に関する検討会」等の委員を務める

はじめに

これまで、どのような行為が景品表示法に違反するか、という点を中心に解説を行ってきました。今回は、不当表示規制を中心に、景品表示法違反行為に対する措置の基本的な枠組み（措置命令、課徴金納付命令）、2023年の景品表示法改正によって導入された制度（確約手続、刑事罰等）及び都道府県による執行について概説します。

景品表示法違反行為に対する措置の基本的な枠組み

不当表示規制は、①情報提供（監視）、②調査・判断、③措置というプロセスで行われます。景品表示法の制定当初は、行政機関（制定当初の所管は公正取引委員会）によって、不当な表示を排除する（不当表示をやめさせる）ことが念頭に置かれていました。

適正な表示を確保するには、まず、違法な状態を除去する必要があります。そのためには、不当表示の排除（不当表示をなくすこと）、消費者被害の救済（消費者被害を早期に回復すること）及び事業者の不当な利益の吐き出しを可能とする制度が求められます。また、違法な状態を除去するとともに、不当表示の抑止（不当な表示が行われないようにすること）も必要となります。そのためには、情報提供・監視の充実、執行力の強化、さらには、事業者のコンプライアンス体制の確立が必要です。そこで、不当表示規制における①～③の各プロセスについて、上記の視点から、行政機関のみならず民間の力も併せて強化していくという方向での改正が行われてきています。

1. 行政的措置（行政処分）

（1）措置命令

消費者庁や都道府県は、事業者が優良誤認表示等の景品表示法違反の表示行為を行った場合、必要があると認めるときに、措置命令を行うことができます（景品表示法7条1項、38条11項）。消費者庁による2023年度の措置命令件数は44件、2024年度は26件、2025年度は13件でした^{*1}。また、2014年12月の改正景品表示法施行後は、都道府県も措置命令を行うようになり、2021年～2025年度の5年間では、7都府県で計20件行われました。

措置命令の典型的な内容としては、違反行為の差止め（「その表示をやめなさい」等）、一般消費者への周知徹底（不当表示を行った旨の新聞への掲載〈公告〉）、再発防止策（研修の実施、社内の景品表示法遵守体制の整備等）の実施などがあります。なお、措置命令に従わない場合には、刑事罰の対象となります（同46条、48条、50条）。これは、措置の実効性を確保する趣旨です。

（2）指導

景品表示法に違反するおそれのある行為が行われた場合、事業者に対して、是正措置を求める「指導」（行政手続法2条6号）が行われます。指導が行われた場合、事業者が従うかどうかは任意です。また、原則として、指導の場合には、事業者名が公表されることはありません。

（3）課徴金納付命令

①制度概要（趣旨）

2014年の法改正によって、消費者庁は、優良誤認表示及び有利誤認表示を行った事業者に対して、3年間を上限として、対象商品又はサービ

^{*1} 消費者庁「令和7年度における景品表示法等の運用状況及び表示等の適正化への取組」（2026年5月28日）2ページ

スの売上額の3%に相当する額の課徴金を国庫に納付するよう命じることになりました(景品表示法8条1項)。この制度は、2016年4月から施行されています(なお、ステルスマーケティングやおとり広告等の指定告示に関する不当表示は課徴金納付命令の対象とはなりません)。

導入以前は、違反行為に対する措置は、措置命令のみでした。消費者が、自分が購入した商品(例えば、月額約4000円のサプリメント)に^{そうつしん}瘦身効果がないことを報道等で知ったとしても、損害賠償訴訟を提起することはまれです。事実上、売上額が事業者の手元に残ることになります。事業者側からすれば、表示行為をやめればよいだけで、経済的に痛手を負うわけではありませんので、不当表示を行わないでおこうとする動機が生じません。そこで、不当な利益を吐き出させるかたちで、経済上の不利益を課し、不当表示に対する抑止力を高めて、不当表示を防止することを目的として課徴金制度が導入されたのです(制定経緯については、連載第2回参照)。

事業者が、課徴金対象行為をした期間を通じて、自らが行った表示が不当表示であること(同8条1項1号又は2号に該当すること)を知らず、かつ、知らないことについて相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金の納付を命じることができません(同項但書前半部分)。もし、事業者が相当の注意をしてもしなくても、課徴金の納付を命じられるとすると、事業者は相当な注意を怠った者でないと評価されるための努力をする動機がなくなり、結果として、課徴金制度の本来の趣旨である不当表示の抑止につながらなくなってしまうからです。

②課徴金の減額事由(返金措置)

事業者が、返金措置の実施に関する計画を作成し、消費者庁長官の認定を受けるなど、所定の手続に従って消費者に対して返金措置を行った場合には、消費者庁は、返金相当額を課徴金額から減額するか、返金相当額が課徴金額以上の場合はその納付を命じません。事業者が自主的に

消費者に対して返金を行う場合、課徴金額との調整を行うことにより、消費者被害の早期回復の促進を図る趣旨です。返金措置とは、課徴金対象行為となった商品・サービスの取引をしたことが特定される一般消費者から申出があった場合に、その申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭(2023年改正によって電子マネーでもよいということになりました)を交付するものです。なお、2026年8月現在、実施中の返金措置はありません*2。

2. 民事的措置

2008年の景品表示法改正によって、適格消費者団体による差止請求制度が導入されました。適格消費者団体は、優良誤認表示若しくは有利誤認表示が行われている又はそのおそれがある場合、行為の停止・予防、優良誤認表示等である旨の周知、その他必要な措置をとることを裁判所に請求することができます(同34条)。不当表示を排除するためのルートとして、従来の行政機関による措置命令に加えて、適格消費者団体という民間団体による早期排除を図るルートを新たに構築することにより、不当表示に対する抑止力を強化する趣旨です。

2023年改正

1. 確約手続の導入

(1)趣旨

2023年の景品表示法改正前の法的枠組みによれば、過大な景品類の提供や不当表示に該当する行為が行われている疑いがある場合(以下、疑いのある行為を「違反被疑行為」といいます)において、消費者庁には、2つの対応方法がありました。調査のうえ、違反を認めた場合に行う措置命令や課徴金納付命令あるいは違反のおそれのある行為を認めた場合に行う行政指導です。措置命令が行われる場合には、一定の要件を満たすと、課徴金納付命令も行われるため、指導を行うか、あるいは措置命令・課徴金納付命令を行うか、ということになります。既述のように、指導に

*2 消費者庁ウェブサイト「認定された返金措置一覧」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/authorization_list

対しては、事業者は従う法的義務はなく、事実上の措置です。他方、措置命令及び課徴金納付命令は、事業者に対して、不利益を課す法的措置（処分）であり、法律上の要件に該当する証拠に基づく事実認定を行う必要があるため、一般的に相当の時間を要します。2016年4月以降における景品表示法違反事件の処理に要する期間については、課徴金納付命令を行った事案の平均処理日数は701日、課徴金納付命令が行われなかった事案の平均処理日数は485日とされています^{*3}。

もっとも、不当表示等について調査を受けた違反事業者の中には、違反被疑行為について早期に是正したり、また、再発防止に向けた社内体制の整備等の措置を積極的に行うなど、自主的に違法状態を是正する者もいます。そこで、事業者による自主的な取組を促進し、違法状態の早期是正を図る趣旨から、事業者が自主的に一定の措置を行い、違法状態を是正する場合には、違反被疑行為について、違反認定をせずに、措置命令・課徴金納付命令を課さない制度（以下、確約手続）が導入されたのです。

（2）確約手続の概要

内閣総理大臣（消費者庁長官）は、調査開始以降、景品表示法の規定に違反する疑いの理由となった行為の概要と法令の条項を事業者に通知します。事業者は、通知後60日以内に、調査対象の行為やその行為によって一般消費者の自主的かつ合理的な選択に及ぼした悪影響を是正するために必要な措置に関する計画（是正措置計画）を自主的に作成し申請します。その計画が、行為やその影響を是正するために十分な内容のもので、かつ、確実に実施されると見込まれる場合には、内閣総理大臣（消費者庁長官）は、その計画を認定するとともに、措置命令や課徴金納付命令を行わず、また、調査対象となった行為が違反かどうかについての判断を行わずに、調査手続を終わらせます。消費者庁は、運用基準^{*4}を公表し

て、確約手続の運用方針を示しています。

運用基準において、措置内容の十分性及び措置実施の確実性を満たすための確約措置の典型例が挙げられており、このうち「必要な措置」としては、違反被疑行為を取りやめること、一般消費者への周知徹底、違反被疑行為及び同種の行為が再び行われることを防止するための措置、並びに履行状況の報告等があります。「有益な措置」としては、一般消費者への被害回復（消費者への返金）、契約変更（違反行為の要因となった取引先の変更・契約の見直し）、取引条件の変更（表示内容に合わせた取引条件に変更）があります^{*5}。特徴的な措置は、消費者への返金です。課徴金納付命令は、事業者が金銭を国庫に納入するものであって、その金銭は直接的に消費者に返還されません。確約手続による返金は、直接、消費者に金銭が返還されるため、消費者の被害回復という点で優れた制度といえます。

確約計画の認定件数は、2024年度1件、2025年度8件です。確約計画には、消費者への返金が含まれていることが多く、消費者の被害回復が一定程度進みつつあると評価できます。

2. 刑事罰

事業者の中には、表示内容に根拠が全くないことや表示と実際に乖離^{かいり}があることを認識しながら違反行為を行う者も存在します。例えば、サプリメントを一般消費者に販売するに当たり、SNS内のアカウントの投稿において、あたかも、当該サプリメントを摂取することで、一定の効果が得られるかのように示す表示をしていたが、調査をしたところ、その事業者は当該表示の裏付けとなる根拠を示す資料を全く有していなかったという場合です。このように、表示と実際に明らかな乖離があることを認識していながら違法行為を行う者にとっては、行政処分（当該表示の差止め、課徴金による金銭の支払）による抑止力では十分ではないと考えられます。そこで、直接罰する（「直罰」といいます）というかたちでのよ

^{*3} 消費者庁景品表示法検討会「報告書」（2023年1月13日）10ページ

^{*4} 「確約手続に関する運用基準」2024年4月18日消費者庁長官決定 https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/assets/representation_cms216_240418_04.pdf

^{*5} 確約計画の典型例については、脚注4「6確約計画（3）確約措置Ⅰ確約措置の典型例」参照

り強い抑止力を有する手段として、不当表示（優良誤認表示又は有利誤認表示）に対する罰則（罰金100万円以下）が導入されました。

3. 適格消費者団体による事業者への開示要請

既述のように、2008年の景品表示法改正により、適格消費者団体は、差止請求を行うことができることになりました。事業者の行う表示が優良誤認表示であるとして差止請求を行う場合には、適格消費者団体が当該表示どおりの効果、性能がないことを立証する必要があります。しかし、そのためには専門機関による分析、調査が必要であることから、多大な時間や労力を要します。適格消費者団体にとって立証等の負担が大きいため、優良誤認表示の疑いのある事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的根拠を開示するよう要請できる旨の規定を設けました。要請を受けた事業者は、正当な理由がある場合を除き、要請に応じることの努力義務が課せられています（同35条）。適格消費者団体による差止請求を実効化する趣旨です。

都道府県による執行

2014年12月から、都道府県に、措置命令を行う権限及び不実証広告規制に基づく合理的根拠を示す資料の提出を求める権限が付与されました。地域の実情を知り得る都道府県に新たに権限を与えることによって、執行力の強化を図る趣旨です。消費者庁と都道府県の役割分担については、都道府県は、主に、違反行為がその都道府県内のみにとどまるものである場合に事件処理を行い、複数の都道府県にまたがって違反行為が行われている場合には、消費者庁が処理することが想定されていると説明されています^{*6}。

デジタル社会の進展とともに、SNS等により、情報が伝達されるスピードが飛躍的に高まり、

消費者被害が急速に拡大する傾向があります。消費者の利益の確保のためには、不当表示が広がる前に、情報を把握し対応することで、被害の拡大を阻止する必要があります。地域の実情を知り得る都道府県による消費者行政及び消費生活相談は、地域の要として、監視及び迅速な対応を図るうえで、非常に重要な役割があります。

参考のため、近時の措置命令（2020年度から2025年度）から、特徴的な事例を紹介します。

①地域ブランドの保護

地域のブランド品（農産物等）の保護に関する不当表示規制は、都道府県が担う主な役割の1つです。近時の事例では、伊勢海老に関する不当表示^{*7}（三重県）、ズワイガニ（間人ガニ）に関する不当表示^{*8}（京都府）、湯通し塩蔵わかめに関する不当表示^{*9}（静岡県）、但馬牛に関する不当表示^{*10}（兵庫県）等があります。

②地域の消費者向けの役務に関する不当表示

一般的に、消費者が地域の事業者に依頼する業種の役務に関する不当表示の例があります。水回りの修繕サービスに関する不当表示^{*11}（埼玉県）、害虫駆除サービスに関する不当表示^{*12}（埼玉県）等があります。

連載の最後に

景品表示法違反行為に対する措置は、景品表示法制定時（1962年）から2016年3月までの55年間、指導と措置命令でした。直近10年間は、課徴金制度（2016年4月）及び確約手続（2024年10月）が導入されるなど、執行力強化のための様々な制度改革が進められてきた時期といえます。

本連載が、景品表示法の基本的な考え方や近時の法制度の動向を含む全体像の理解の一助となれば幸いです。長い間、ありがとうございました。

*6 高居良平編『景品表示法（第7版）』（商事法務、2024年）323ページ

*7 <https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0011700426.htm>

*8 <https://www.pref.kyoto.jp/shoku-anshin/news/press/2024/5/shiji.html>

*9 <https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/shohiseikatsu/futohyoji/1002402/1012651.html>

*10 https://www.seiken.server-shared.com/emergency/keihyouhou_2022_12_21

*11 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/news/page/news2025030601.html>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/news/page/news2024020902.html>

*12 <https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/121293/news20200508.pdf>



独立行政法人

国民生活センター

編集・発行

55th
book

国民生活センター発行
消費者トラブル対策の決定版

試し読み版を
チェック!

[https://www.kokusen.go.jp/
book/data/mame.html](https://www.kokusen.go.jp/book/data/mame.html)



くらしに役立つ情報を多数掲載!



2027年版 くらしの豆知識
定価 660円(税込) A5判・144P

55th
book

特集

知って防ごう!
消費者トラブル

55冊目の発行を迎える本書では、消費者
トラブルの基本に立ち返り、トラブルへの
対処法や被害を防ぐためのポイント等を
分かりやすく解説しています!

AIで本当に
稼げるの?

警察を名乗る
電話が...



気になる続きは本書で!

2026年9月4日(金)発売!

特長
1

1テーマごとコンパクトにまとめて、イラスト
や図表も交えながら、
分かりやすく解説して
います。

特長
2

NPO法人カラーユ
ニバーサルデザイン
機構の認証を得た、
見やすい配色の誌面
です。

【問い合わせ先】

©2026 独立行政法人国民生活センター
〒108-8602 東京都港区高輪 3-13-22
TEL 03-3443-6215 (販売担当)